



熊本県公報

第 1 2 4 2 9 号

平成 27 年 6 月 23 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	(//) 1
○保安林の指定に関する予定	(//) 2
○保安林の指定に関する予定	(//) 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 5 条に定める指定自立支援医療機関の指定の辞退	(障がい者支援課) 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 4 条に定める指定自立支援医療機関の指定の変更	(障がい者支援課) 3
○パソコン及びプリンタの賃貸借に係る一般競争入札の参加資格等	(情報企画課) 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○道路の区域変更	(//) 4
公 告	
○農用地利用配分計画の認可申請	(農地・農業振興課) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//) 5
○パソコン及びプリンタの賃貸借に係る一般競争入札の実施	(情報企画課) 5
登 載 依 頼	
○熊本県住宅供給公社が所有する不動産の一般競争入札の実施	(熊本県住宅供給公社) 8
○定時登録における直接請求の連署基準数	(選挙管理委員会) 10
○定時登録における直接請求の連署基準数	(//) 11

告 示

熊本県告示第 5 8 3 号

森林法（昭和 26 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 7 年 6 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡益城町大字福原字北向 4 9 1 6 番、4 9 7 6 番 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北向 4 9 1 6 番・4 9 7 6 番 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 5 8 4 号

森林法（昭和 26 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 7 年 6 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 2 0 2 番、1 2

- 08番、1209番
 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字湯田1202番・1208番・1209番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第585号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成27年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町緑川字肝見2630番1、2631番
 2 指定の目的 水源の涵養
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字肝見2630番1・2631番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成27年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町原田字打吹734番、765番、774番
 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字打吹734番（次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第587号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により公示する。
 平成27年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(更生医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	辞退年月日
矢部広域病院 上益城郡山都町下馬尾204番地	平成27年3月31日

熊本県告示第588号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により告示する。
平成27年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーション青梅苑	医療機関の所在地	宇城市三角町三角浦1159番地70	宇城市三角町波多261番地	平成27年2月11日

熊本県告示第589号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成27年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
パソコン及びプリンタの賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成27年7月16日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更洗手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成27年6月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成27年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	竈門 菰田 山鹿線	玉名郡和水町大字下津原字榎木本 87番2地先から 同所 171番3地先まで	前	7.4 ～ 31.4	65.0 65.0	災害復旧（仮設道路の撤去）
			後	7.4 ～ 14.3		

2 区域を変更する期日 平成27年6月23日

熊本県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年6月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	八代市坂本町鮎埴い 820番2地先から 同所 845番地先まで	前	4.4 ～ 18.9	112.0 112.0	単道改
			後	7.4 ～ 19.8		

2 区域を変更する期日 平成27年6月23日

公 告

熊本県公告第413号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年6月23日から同年7月6日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
空水園松島農場株式会社	菊池市下河原	菊池市下河原字椋木迫5635番1ほか10筆
山本九州男株式会社果実堂	阿蘇市的石 上益城郡益城町田原	阿蘇市跡ヶ瀬字赤池292番ほか6筆 阿蘇市波野大字中江字鬼迫2582番1
有限会社内田農場	阿蘇市内牧	阿蘇市小里字深町426番2ほか5筆
有限会社モーモーフーム竹原牧場	阿蘇市西町	阿蘇市西町字上ノ原71番ほか3筆
下村 委也	阿蘇市黒川	阿蘇市蔵原字上無田397番ほか4筆
井山 茂	八代市東陽町北	八代市東陽町北字白谷1811番ほか11筆

株式会社アグリ 日奈久	八代市日奈久新開町	八代市催合町字通割137番3ほか1 1筆
----------------	-----------	-------------------------

2 申請年月日
平成27年6月8日

熊本県公告第414号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字室字北出口1347番2、同1348番、同1379番4及び同1378番2
4, 139.42平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区田迎五丁目4番6号
TAKASUGI株式会社

熊本県公告第415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野2949番3、同2957番1及び同2958番5
2, 472.63平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼2962番地3
有限会社サンケイ地所

熊本県公告第416号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成27年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達の名称及び数量
パソコン及びプリンタの賃貸借
パソコン 1, 055セット
プリンタ 377セット
 - (2) 調達に係る発注・契約担当部局
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課業務システム改革支援班
 - (3) 調達に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 - (4) 借入機器等の内容
パソコン及びプリンタの賃貸借に係る要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。
 - (5) 借入期間
平成27年10月1日から平成32年9月30日まで
 - (6) 納入期限
平成27年9月30日
 - (7) 納入場所
要求仕様書による。
 - (8) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (9) 入札金額

- 入札金額は、1か月当たりのおお、落札した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）を、その端数を切り捨てる課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (10) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容が、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成27年7月16日（木）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
- エ 提出方法
イの提出先へ入札公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 機能等証明及び添付書類
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該資料は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。紙入札により入札をする場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成27年7月24日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
1(3)に掲げる入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成27年7月24日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書

の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる発注・契約担当部局において
公告の日から平成27年8月4日(火)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年
8月3日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成27年8月4日(火) 午前10時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県出納局管理調達課(熊本県庁行政棟本館2階)

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した
入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、
郵送により提出を行うときは、平成27年8月3日(月)(必着)までに1
(3)に掲げる入札担当部局(熊本県出納局管理調達課管理班)へ書留郵便で送
付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札
書在中」と及び「親展」と朱書きし、中封筒の表に調達の名称及び開札日時を朱書
し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封
筒の表に「再入札」と朱書きしたうえで、調達の名称を朱書きし、中封筒の中
に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方
式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち
会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当
該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行う。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再
入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、
電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を
受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札
の受付締切日時までに再入札を行なわなかった者及び書面により入札書を郵送した
者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引
換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが
判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者
が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使
用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公
正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加
させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定によ
り作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者
とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある
ときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊
本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過
した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各
号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条
第1項の規定により契約金額(1月当たりの賃借料)に賃貸借月数(60月)を乗

じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に掲げる担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)に掲げる期限

イ 提出場所 1(2)に掲げる発注・契約担当部局

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課業務システム改革支援班

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること

（本公告に係る発注・契約担当部局）

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課業務システム改革支援班

電話番号 096-333-2145

ファックス番号 096-381-8211

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of the products to be rent:

1,055 sets of personal computer

377 sets of printer

(2) Date and Place for tender:

Date: 10:00 a.m. August 4, 2015

Place: Kumamoto Prefectural Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Information and Planning Division, Transportation Policy and Information

Bureau, Department of Planning and Development

Kumamoto Prefectural Government

(9th floor of Prefectural Government New Building)

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2143

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

登載依頼

入札公告

熊本県住宅供給公社（以下「公社」という。）が所有する不動産（3物件）の売却について、下記により一般競争入札に付します。

記

1 一般競争入札に付する物件名

公社が所有する次の3物件の賃貸住宅及びその敷地

（物件の詳細については、別途配布する物件概要等をご覧ください。）

(1) ゆとりす下南部（熊本市東区下南部三丁目488番2）

(2) ゆとりす長嶺（熊本市東区长嶺南八丁目1390番1）

(3) ゆとりす小川（宇城市小川町江頭字正ノ浜464番9及び464番10）

※3物件は、それぞれに入札に付すこととしております。

2 入札参加資格

入札にあたり、その参加資格を以下（1）から（9）までのすべての条件を満たす

- 者とします。
- (1) 売却物件の売却代金の支払能力があること。
 - (2) 売却物件を一般競争入札実施要項第3条に基づき、賃貸住宅として3年間（ゆとりす下南部については5年間）以上管理できること。
 - (3) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）でないこと。
 - (4) 破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (5) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づくところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者でないこと。
 - (6) 「破壊活動防止法」に基づくところの破壊的団体及びその構成員でないこと。
 - (7) 当該物件の購入目的が「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」に基づくところの風俗営業・性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務に当たる場合の買受申出者でないこと。
 - (8) 申込受付最終日から起算して2年前の日以降において、次に掲げる者の一つに該当していないこと。（この者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）
 - ① 故意に公社の所有する物件を損傷し、その価値を減少させた者
 - ② 公社が執行した競争入札の公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者
 - ③ 公社と落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 競争入札の実施に当たり当公社職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なく公社との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 公社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - ⑦ その他公社に著しい損害を与えた者
 - ⑧ 前各号の一つに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (9) その他公社が不適当と認めた者でないこと。
- 3 提出書類及び入札保証金の締切日時並びに提出先
- (1) 事前提出書類（入札参加申込）について
 - ① 事前提出書類
 - ア) 一般競争入札参加申込書
 - イ) 委任状（ただし、必要な場合に限る。）
 - ウ) 商業登記簿謄本（法人の場合）
 - エ) 身元証明書（個人の場合）
 - オ) 印鑑証明書
 - カ) 入札参加資格に関する誓約書
 - キ) 資金計画説明書
 - ク) 上記(キ)を説明するための根拠となる関係書類（残高証明書等）
 - ケ) 賃貸住宅管理計画書
 - ② 提出締切日時
平成27年7月31日（金）午後5時（必着）
 - ③ 提出先
〒862-0950
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目5番19号
熊本県住宅供給公社事務局（担当：古閑）
Tel 096-382-5551
 - ④ 提出方法
郵送（一般書留、簡易書留又は宅配便）又は直接持参
※ 事前提出書類は、公社で受領次第、形式面での確認のうえで、受領した旨を書面で通知します。
なお、提出書類に基本的な不備がある場合は、入札参加できませんが、形式面での不備である場合は、「補正についてのご連絡」を致します。
 - (2) 入札書の提出
 - ① 提出書類
入札書（入札用封筒に入れ封緘してください。）
 - ② 提出締切日時
平成27年8月7日（金）午後5時（必着）
 - ③ 提出先
（1）の③に同じ。
 - ④ 提出方法
郵送（一般書留、簡易書留又は宅配便）又は直接持参
 - (3) 入札保証金
 - ① 入札参加申込にあたっては、入札しようとする金額の100分の5以上の金額（円未満切上）を平成27年7月30日（木）～7月31日（金）までの間に入札保証金として公社が指定する口座に振り込んでいただきます。
 - ② 入札保証金の納付が確認できない場合、入札参加申込みは無効とします。

- ③ 入札保証金には利息は付しません。
- 4 入札参加手続及び問合せ先
入札参加手続（一般競争入札実施要項、物件概要、物件説明書、不動産売買契約書案等）は、当公社が媒介業務を委託している下記業者にお問い合わせください。
業務委託者名：デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー 合同会社
不動産アドバイザー（担当：小池）
TEL：03-6213-2440
- 5 現地内覧について
現地内覧を実施します。
詳細については、公社が業務を委託している上記4の業者までお問い合わせください。
- 6 開札日時及び開札場所
(1) 開札日時
① ゆとりす下南部 日時：平成27年8月11日（火）午後2時
② ゆとりす長嶺 日時：平成27年8月11日（火）午後2時30分
③ ゆとりす小川 日時：平成27年8月11日（火）午後3時
(2) 開札場所
熊本市中央区水前寺六丁目5番19号 熊本県住宅供給公社 202会議室
(3) 開札結果
開札結果については、入札参加者全員に文書によってのみ通知します。
- 7 落札者の決定
公社の基準を満たす価格以上かつ最高の価格で入札した者で、10の(1)に該当しない者を落札者とします。
なお、入札価格は消費税及び地方消費税を含まない価格とします。
- 8 契約の締結及び契約保証金
落札者は、平成27年9月4日（金）までに売買契約を締結するとともに、落札額の100分の10に相当する契約保証金を公社が指定する口座に振り込んでいただきます。
- 9 売買代金の納付等
契約を締結した者は、9月30日（水）までに売買代金から契約保証金を差し引いた額（残代金）を公社が指定する口座に振り込むこととし、公社は、売買代金全額の受領と同時に物件の引渡しを行います。
- 10 その他
(1) 入札の無効
次の各号の一つに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とします。
① 競争入札に参加する資格を有しない者が入札した場合
② 委任状を提出しない代理人が入札した場合
③ 入札書に入札金額の記載がない場合、又は金額を訂正した場合
④ 入札書に記名がない場合、又は印鑑証明書印又は届出印と異なる印鑑を使用した場合
⑤ ボールペン・万年筆等消えない筆記用具を使用せず入札書を作成した場合（鉛筆不可）
⑥ 入札書が所定の日時までに到達又は提出されない場合
⑦ 入札記載事項又は添付書類に不備がある場合
⑧ 明らかに連合による入札と認められる場合
⑨ その他入札に関する条件に違反した場合
(2) 物件の詳細及び手続の流れ
物件の詳細及び手続の流れについては、物件概要、一般競争入札実施要項等により確認してください。

平成27年6月23日
熊本市中央区水前寺六丁目5番19号
熊本県住宅供給公社
理事長 東 泰治

熊本県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成27年6月23日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 29, 476
その総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 284, 223

熊本県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成27年6月23日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の3分の1の数

選挙区名	
熊本市第二選挙区	59, 272
八代市・八代郡選挙区	39, 276
人吉市選挙区	9, 350
荒尾市選挙区	14, 933
水俣市選挙区	7, 325
玉名市選挙区	18, 638
天草市・天草郡選挙区	26, 355
山鹿市選挙区	15, 160
菊池市選挙区	13, 705
宇土市選挙区	10, 202
上天草市選挙区	8, 328
宇城市・下益城郡選挙区	19, 946
阿蘇市選挙区	7, 714
合志市選挙区	15, 186
玉名郡選挙区	12, 036
菊池郡選挙区	18, 892
阿蘇郡選挙区	10, 991
上益城郡選挙区	24, 358
葦北郡選挙区	6, 738
球磨郡選挙区	15, 845
その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
選挙区名	
熊本市第一選挙区	135, 175